

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 景観形成区域における景観の形成基準（全体）

項目	景観の形成基準（全体）
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 形態・意匠は地域特性との調和に努める。 外壁、屋根などの外観の色彩は、周辺の景観との調和に努める。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努める。

2 届出対象行為（特定届出対象行為）

（1）届出を必要とする行為

区分	行為及び規模
建築物	<ul style="list-style-type: none"> 新築にあつては、当該建築物の高さが15mを超えるもの又は床面積の合計が1,000㎡を超える場合 建築物の高さが15mを超えるもの又は床面積の合計が1,000㎡を超えるもので、当該建築物の増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超える場合 建築物の高さが15mを超えるもの又は床面積の合計が1,000㎡を超えるもので、当該建築物の外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の1/2を超える場合
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 新築、増築、改築又は移転を行う場合は、当該工作物（風力発電設備を含む。次において同じ。）の高さ（増築の場合は増築後の高さ）が15mを超える場合 工作物の高さが15mを超えるもので、外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の1/2を超える場合 太陽光発電設備（建築物に設置するものを除く。以下同じ）の事業区域（太陽光発電設備を設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電する事業を行う一団の区域をいう。以下同じ。）の面積が1,000㎡以上で、当該設備の新築、増築、改築又は移転に係るもの 太陽光発電設備の事業区域の面積が1,000㎡以上のもので、当該設備の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更による当該設備の外観の変更に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の2分の1を超えるもの

届出対象行為（特定届出対象行為）に基づき届出された内容が「大規模建築物等に係る景観の形成基準」に適合しない場合は、景観法第17条第1項の規定により、市長は設計の変更その他必要な措置をとることを命ずることができます。